

令和3年度の活動場所として

福祉プラザ各施設を無料で利用しませんか？

福祉プラザでは子どもから高齢者まで幅広い交流を促進するため、「利用登録した団体」に対して無料で利用していただいております。更なる今後の『活動の場』として、福祉プラザの各施設をご利用ください。また、令和3年度の施設利用の予約については3月1日から受付を開始しております。

※国の感染防止の方針に基づき、原則定員の50%以下での利用をお願いします。

～福祉プラザ各施設一覧と定員数～



施設名：ボランティア室 通常の定員：24名
用途：話し合い・ふれあいの場向け



施設名：談話室 通常の定員：6名
用途：学びの場・話し合いの場向け

施設名：和室(18畳2間) 通常の定員：各18名
用途：交流の場・物づくりの場向け



施設名：ふれあいルーム 通常の定員：18名
用途：学びの場・物づくりの場向け



～施設利用新規団体登録のご案内～

1 提出書類

福祉プラザ利用登録団体申請書
(当会ホームページによりダウンロードできます)

2 提出先

リナシティかのや(2階)福祉プラザ

3 登録条件

福祉に関係する市民団体及びボランティア団体

申請書により申告された活動内容や目的から福祉の発展を目指すものであるかを管理者が判断し登録の可否を決定します。

※趣味活動のみを目的とした団体は対象外となります。

4 お問い合わせ先

鹿屋市市民交流センター福祉プラザ
(指定管理者：鹿屋市社会福祉協議会)

TEL：0994-44-2951

担当：総務課 上園，中山



- ◆ 利用可能時間
午前9時から午後10時まで
- ◆ 休館日
年末年始(12/29～1/3)

☆ 団体登録のメリット ☆

- 1 利用のご予約が電話で「可」
- 2 施設の利用料は「無料」
- 3 施設内で飲食が「可」
(アルコール類は除きます。)